

(令和7年度社会福祉法人役員等研修会資料)

京都市における 「重層的支援体制」の推進について ～みんなでキャッチ、つながり・広げ・支え合う～

京都市
保健福祉局福祉のまちづくり推進室

1 重層的支援体制とは

2 – 1 京都市における重層的支援体制

2 – 2 令和7年度の新たな取組

3 社会福祉法人に期待される役割等
(厚労省通知等から)

地域共生社会の実現（第4条第1項）

目標

地域福祉の推進

（第4条第2項）

**地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み**

（第4条第3項）

包括的な支援体制の整備

（第106条の3）

市町村の努力義務

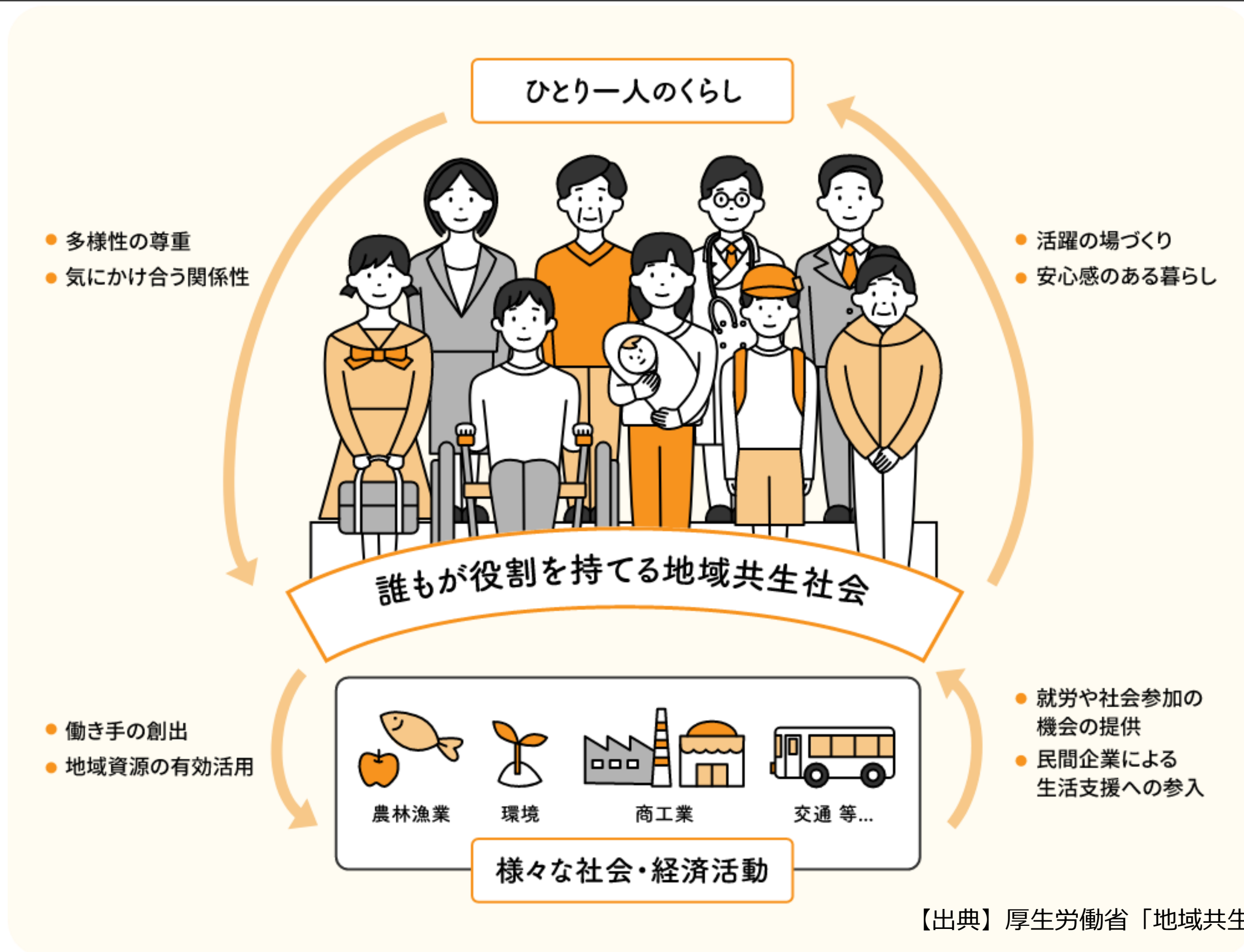
重層的支援体制整備事業

（第106条の4）

具体のツール（任意）
【令和3年4月創設】

地域共生社会とは

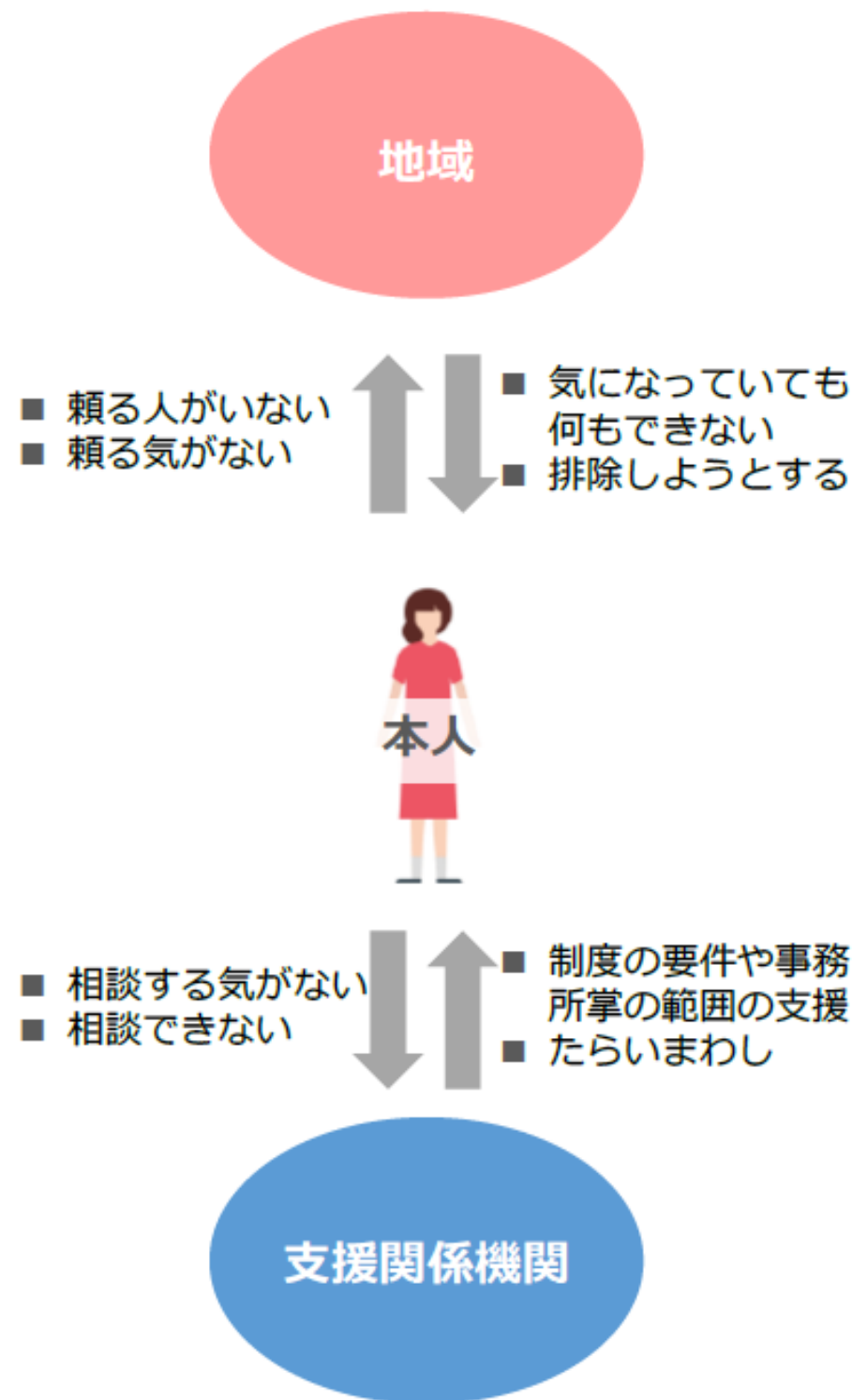
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。



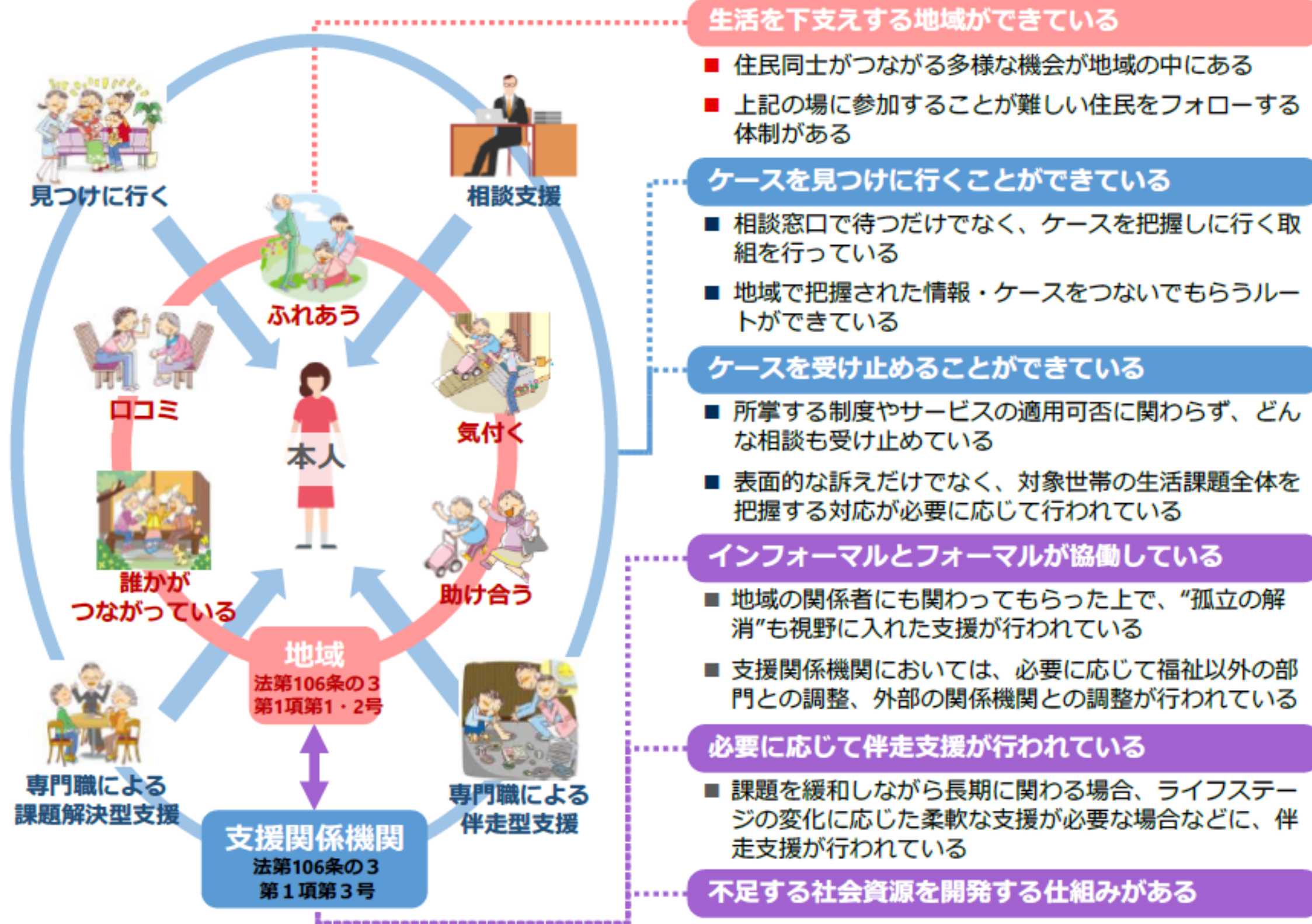
【出典】厚生労働省「地域共生のポータルサイト」

包括的な支援体制とは

これまでの支援体制

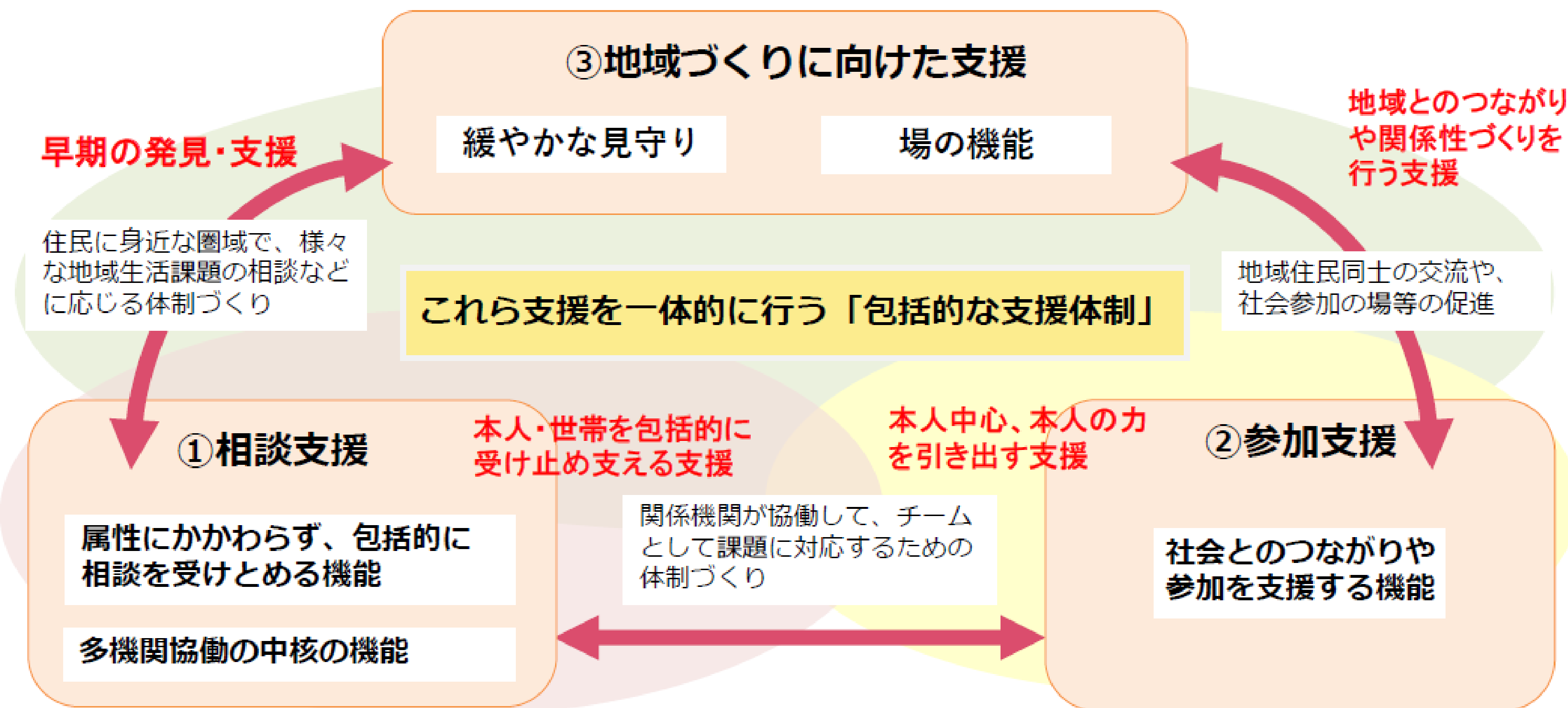


これからの支援体制=包括的支援体制



【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」（令和5年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）

市町村においては、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**①相談支援**（市町村による断らない相談支援体制）、**②参加支援**（社会とのつながりや参加の支援）、**③地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する



<地域づくりに向けた支援（・参加支援）>

<相談支援・参加支援>

地域の居場所などにおける様々な活動等

専門職による関わりの下、地域住民が出会い、学び合う機会

多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

地域住民の気にかける関係性

つながり・支え合い

専門職による伴走型の支援

寄り添い型の支援

時間をかけたアセスメントによる課題の解きほぐし

本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援

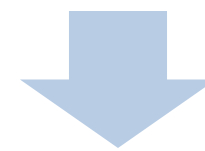
専門職の伴走によりコミュニティにつながり戻していく観点

これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく

- 1 重層的支援体制とは
- 2－1 京都市における重層的支援体制**
- 2－2 令和7年度の新たな取組
- 3 社会福祉法人に期待される役割等
(厚労省通知等から)

本市のこれまでの取組状況

- 61か所の地域包括支援センター、15か所の障害者地域生活支援センター等、法令に基づく分野別の相談支援体制を充実。
- 地域あんしん支援員（H26.6～）、ごみ屋敷対策（H26.11～）、ひきこもり支援（R2.9～）等、分野を横断して制度の狭間を埋める伴走型支援体制も構築。
- 地域づくりの観点でも、地域の多様な主体によって分野・属性を超えた多様な地域福祉活動が行われつつあるなど、既に重層的支援体制として求められている役割や機能を一定備えていたところ。



- しかしながら、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増加する中、自ら声を上げられずに地域や社会から孤立し、事態が深刻化することが危惧されており、分野を超えた支援関係機関が今まで以上に連携・協働して支援を行うことが求められる。
- また、地域や人と人とのつながりが希薄化する中、地域の中で支え合う取組が生まれやすい環境を整備し、緩やかなつながりによって見守るセーフティネットの強化を図る必要がある。

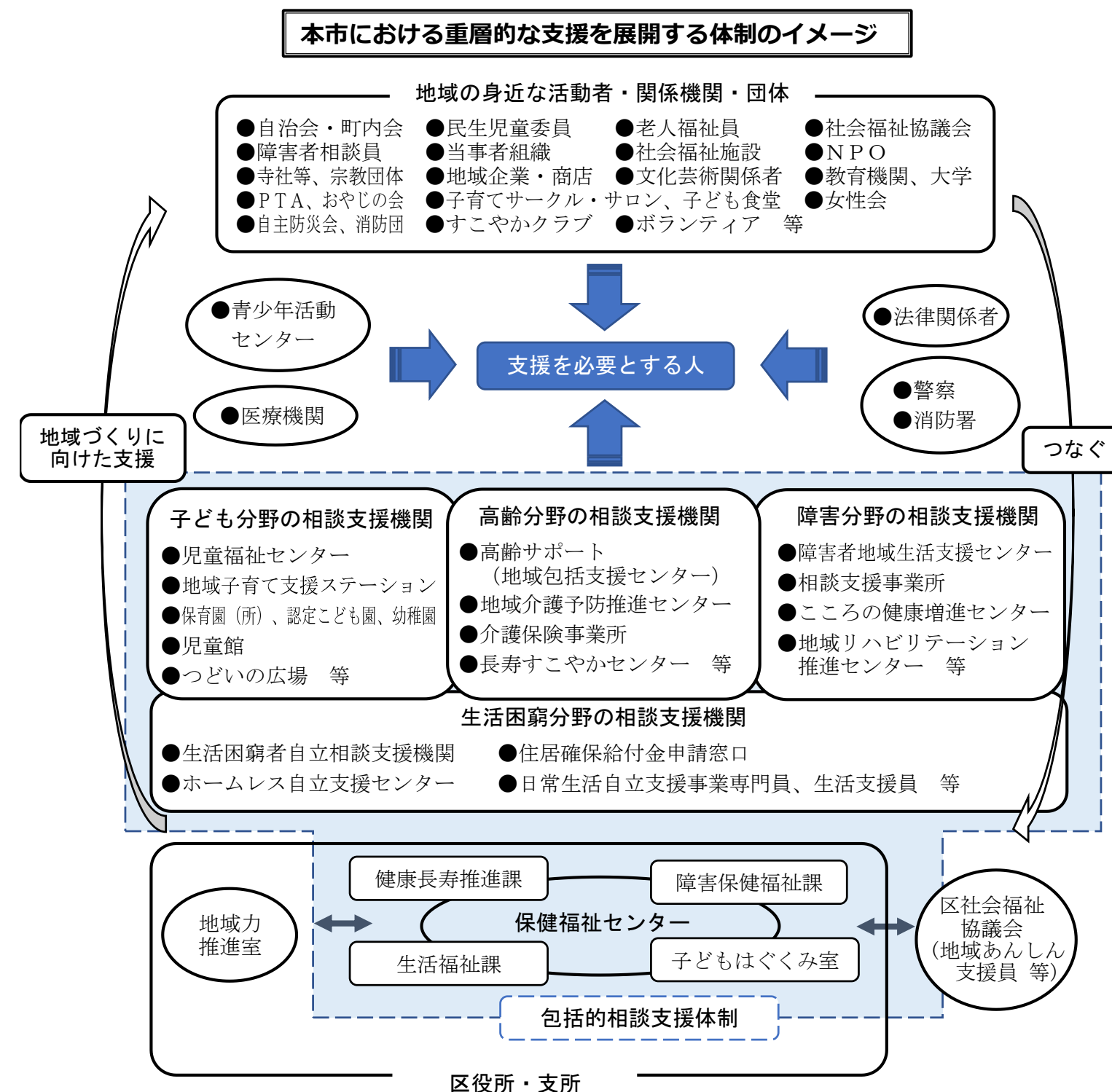


本市においても、令和6年度から国制度上の
「重層的支援体制整備事業」として全区・支所で開始

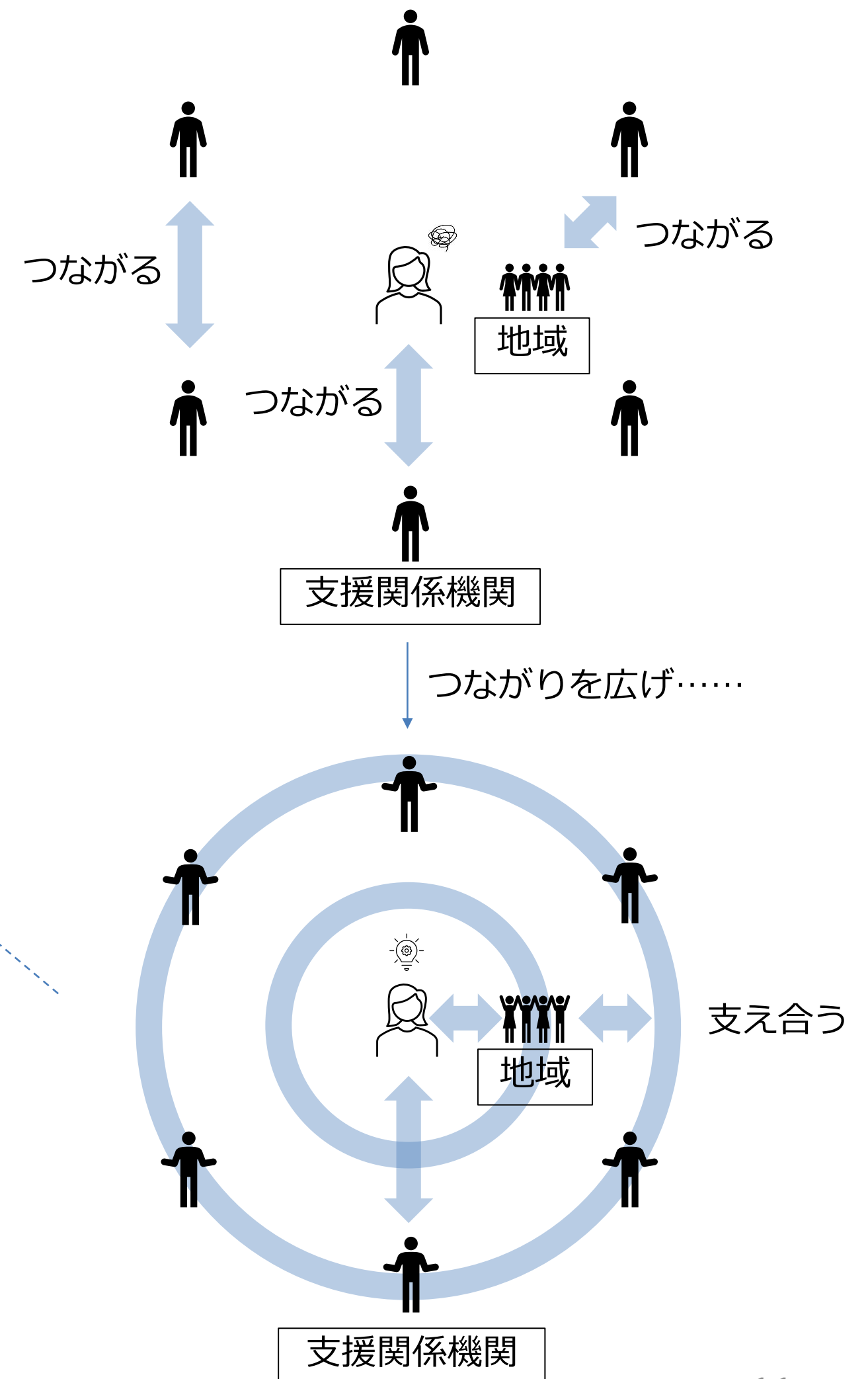
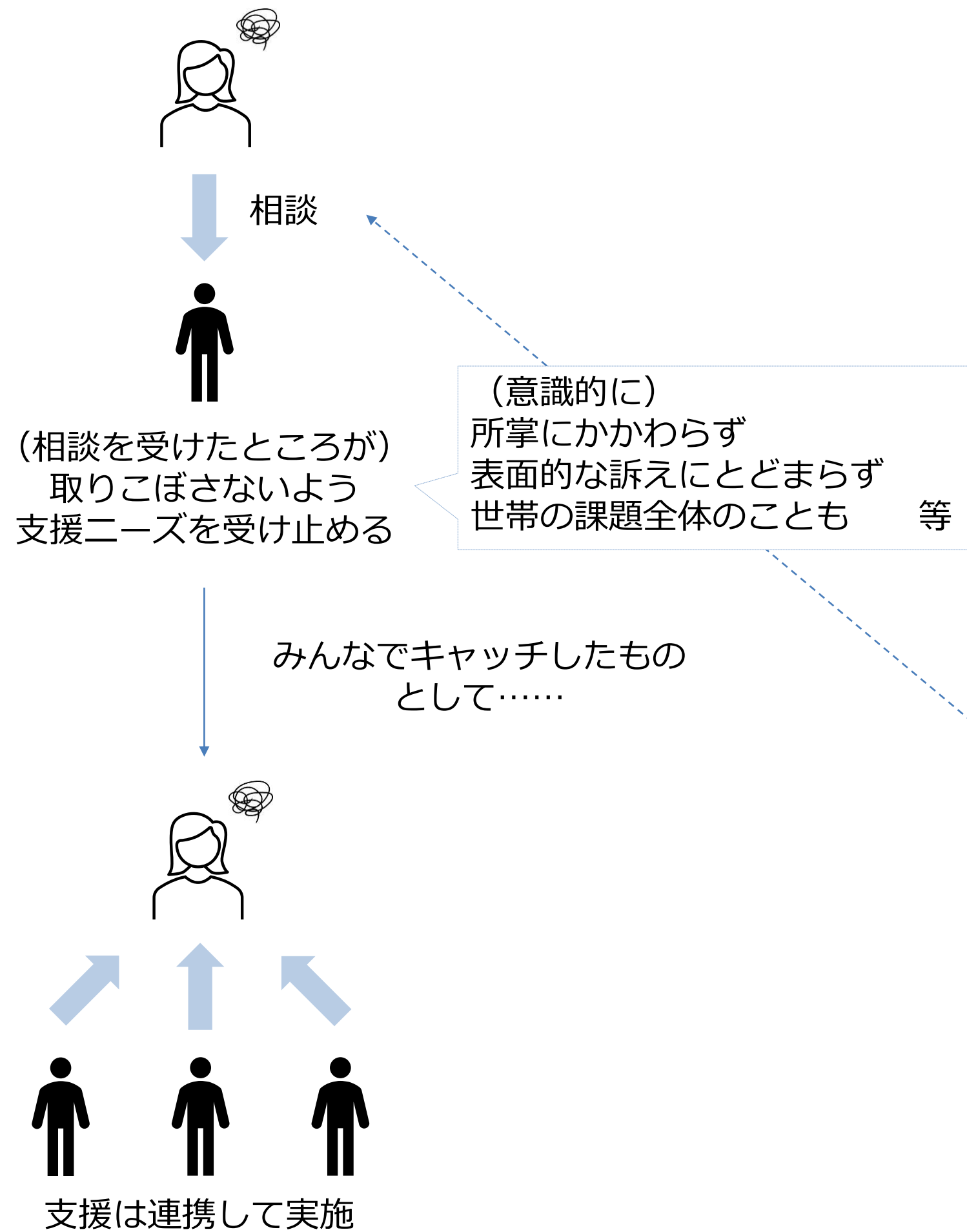


本市の推進の方向性（京・地域福祉推進指針から）

- 制度間の壁を低くして各区役所・支所保健福祉センター、支援関係機関等が連携し、本人や世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め協働して支援する体制を推進するとともに、本人や世帯に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援を充実。
- 地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援の充実と合わせて一体的に実施することで、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化し、必要な支援が届いていない方を取り残すことなく、また、事態が深刻化する前に解決することを目指す。



本市の取組理念 ～みんなでキャッチ、つながり・広げ・支え合う～



＜概要＞

これまでの分野・属性別の制度・施策だけでは対応が難しい支援対象者に関して、社会福祉法に基づく守秘義務の下、情報共有や支援方針・役割分担の検討・決定等を行う「重層支援会議」を各区役所・支所保健福祉センターに設置。

＜この間取り扱われたケース（一例）＞ ※プライバシーに配慮して本人の特定ができない程度に改変

1 ケース概要

【主】80代女性、要介護1、デイサービスを週2回利用。

【同居の三女】家事全般と、うつ病を抱える別居の（二女）の世話を担う。

（亡父）から虐待を受けて育っており、対人関係が築きにくくこだわりが強い。支援の受入れも難しい。

【同居の孫】小3。前年に（主）が転倒により登下校の付添いができなくなって以降、不登校。

放課後等デイサービス、病院（ADHDで内服中）には通えている。

【世帯状況】経済的には困窮していない。（三女）と（孫）の物が家中に散乱している物屋敷状態。

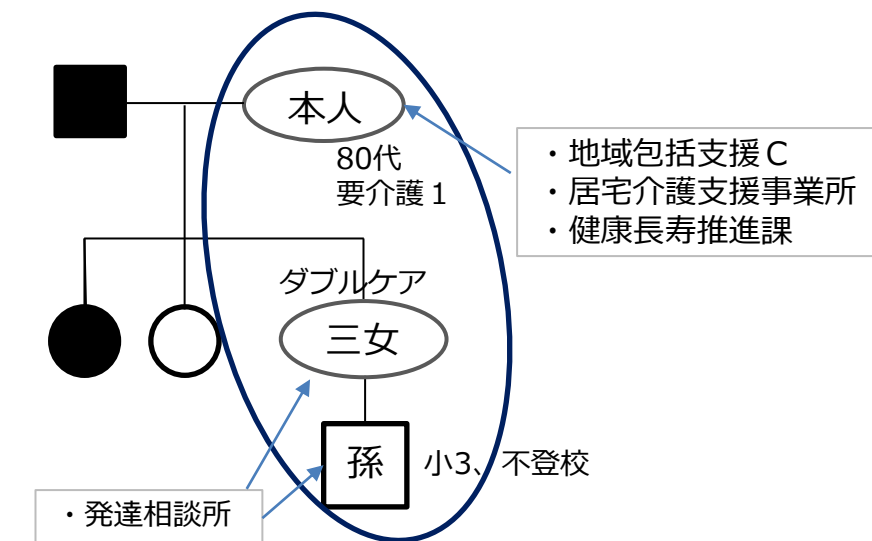
（主）は（孫）から叩く、蹴る、スマホを取り上げる等を日常的に受けている状況。

2 会議での取扱い理由

高齢の（主）、ダブルケアラーの（三女）、不登校の（孫）の3世代世帯であり、（孫）から（主）への行為は現時点で高齢者虐待とは判定されないものの、（適宜別居の（二女）も含め、）今後も世帯全体を継続的に見守っていく必要がある。

3 会議を通じて目指す姿

支援者間で支援が必要な世帯としての情報共有を行うとともに、事態が急変した場合にすぐに連携できるような体制づくりを行う。
そのうえで、各支援者が連携し、世帯全体に対して継続的に見守っていく。
⇒ ネットワークの構築、世帯支援

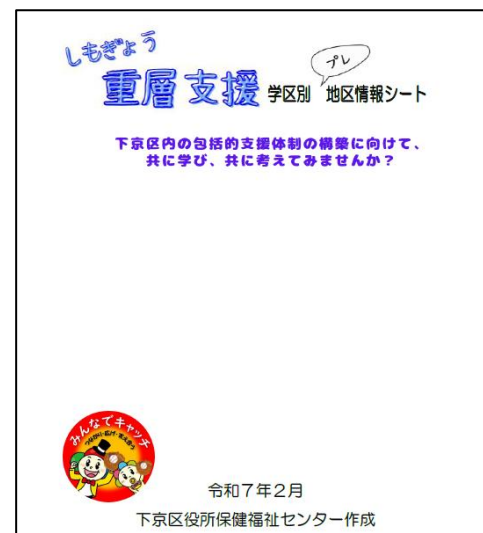


<参考> この間の主な取組（地域共生・地域づくり協働ミーティング）

<概要>

後述の区Hubに先んじた動きとして、
区域の地域づくりや各分野の地域支援の取組の連携等を図るため、
区役所・支所（地域力推進室・保健福祉センター）と区社会福祉協議会等との間で
それぞれの取組や保有しているネットワーク、
また、把握している地域の実情、活動情報、ニーズ、課題等を共有するとともに、
地域活動の充実に向けた取組の企画の検討、調整等を実施。

<この間生まれつつある試行的な取組（一例）>



- 学区単位で統計、社会資源等をまとめたシート等の作成・共有（地区診断や、地域の支援者の共通基盤として活用）



- 区役所の区民交流ロビーを活用した「居場所」と「出番」の創出（障害福祉事業所等との連携や、当事者や多世代の参加・交流の場）

期	日	テーマ	内容	備考
令和7年 4月	5日	お花見	桜が咲き始める頃、お花見を兼ねた交流会です。おしゃべり、ゲームなどを行います。	①②
5月	10日	ゲーム	みんなでゲームの楽しさを共有しよう！	②
6月	7日	カラオケ歌合戦	今年度の「歌合戦」を開催します。お楽しみ会として、カラオケ歌合戦を行います。	②
7月	5日	アロマ体験	夏の到来に合わせ、アロマの楽しさを共有します。	②
8月	2日	カラオケ歌合戦	「歌合戦」を開催します。お楽しみ会として、カラオケ歌合戦を行います。	②
9月	6日	ゲーム	新しいゲームや、みんなで楽しむゲームを行います。	②
10月	4日	おしゃべり	おしゃべり会を開催します。お楽しみ会として、おしゃべり会を行います。	①②
11月	1日	障害者	「障害者」の現状や、今後の取り組みについて、お話しします。	②
12月	6日	クリスマス会	クリスマス会を開催します。お楽しみ会として、クリスマス会を行います。	②
令和7年 1月	10日	新年会	新年会を開催します。お楽しみ会として、新年会を行います。	②
2月	7日	カラオケ歌合戦	「歌合戦」を開催します。お楽しみ会として、カラオケ歌合戦を行います。	②
3月	7日	カラオケ歌合戦	「歌合戦」を開催します。お楽しみ会として、カラオケ歌合戦を行います。	②

- 支所でのデイケア（精神）の1コマを地域住民の得意を活かして開催



- 地域の地域づくり・まちづくりの担い手がつながるプラットフォームづくり（志縁・福祉・大学等の連携）

- 1 重層的支援体制とは
- 2 – 1 京都市における重層的支援体制
- 2 – 2 令和7年度の新たな取組**
- 3 社会福祉法人に期待される役割等
(厚労省通知等から)

新京都戦略

～すべての人に「居場所」と「出番」がある
「突き抜ける世界都市 京都」の実現～



戦略の策定に当たって

長期ビジョン策定に向けた議論及び市民意見募集でいただいた1,853件の御意見等を踏まえ、「**突き抜ける世界都市 京都**」の実現に向けて、令和9年度までに取り組む政策、政策を推進するためのしごとの仕方改革、財政・組織体制の今後の方針を示す「**新京都戦略**」を策定。市政運営にあたっては4つの姿勢を重視。

市民生活第一の徹底

基礎自治体として、福祉・健康・医療や教育・子育て環境の充実、包摂性の高いまちづくり、京都経済を支える地域企業等の下支え、市民のいのち・暮らしの安心安全など、**市民生活を守る政策を基本**に据える。

2

戦略の策定に当たって

新しい公共を推進

すべての人に「居場所」と「出番」があり、誰もが幸せを感じ、互いにつながり、支え合い、生きがいを持って活躍できる**ウェルビーイングなまち**へ。

官と民、内と外の垣根を低くし、市役所・区役所が「結節点」としての役割を担い、市民、地域、NPO、企業、大学など多様な主体と対話を重ねて、つながりを深め、さらには外部有識者も含めて社会総がかりで共に課題の解決に協働して取り組む「新しい公共」（ニューパブリックコモンズ）を推進し、京都の未来を創造。

4

V リーディング・プロジェクト

3 つなぐ

⑧ 市役所・区役所の「つなぐ」機能強化プロジェクト

- 地域において、組織間の垣根を越えて、地域・企業・大学・福祉関係団体・NPO等多様な主体のつながり、結びつき、交ざり合いを促進するため、人と人をつなぐ「結節点」として、区役所・支所の更なる機能を強化。
さらに、「結節点」の核となる人材を育成し、地域の内外の人材の交ざり合いにより、「居場所」と「出番」を創出し、持続可能で多様なコミュニティの形成を支援。
- 多くの学生が学び、観光客が訪れるなど京都のまちの特性に留意しながら、地域の様々なニーズを区役所が把握し、それを基に区役所と本庁が共に政策を磨き上げ、市民が政策の効果を実感することができる取組を実践。

⑨ 地域の「絆」で支え合う子育て応援プロジェクト

- もっと子育てがしやすくなり、若者・子育て世代から選ばれるまちとなるよう、第2子以降の保育料無償化の実施、府市協調による子ども医療費支給制度の充実など子育て世帯の経済的負担の更なる軽減。
住宅取得・改修の支援など、若者・子育て世帯の定住・移住を促進。
- 公園の魅力向上やスポーツ施設など地域の施設の活用、地域団体の連携等により、子ども・若者の「居場所」と地域活動への参加等による「出番」を創出。地域の絆や社会全体で子どもを見守り育てる包摂性を大切に、つながり、支え合う子育て環境を充実。

20

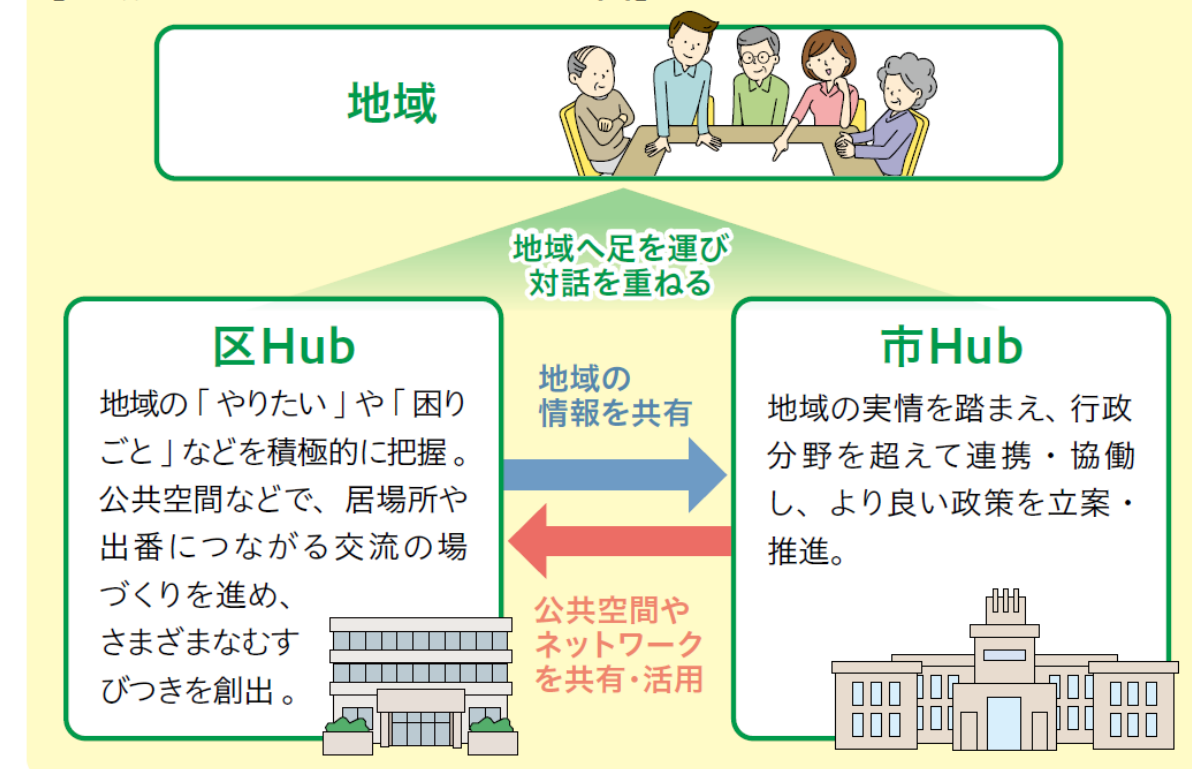
○ 福祉のまちづくり推進室等の設置

ケアラーをはじめ、ごみ屋敷、ひきこもり、再犯防止、生活困窮など多様化・複合化する課題に対する「重層的支援」を統括する部署として、保健福祉局に「福祉のまちづくり推進室」を設置するとともに、とりわけ、多岐にわたるケアラーの支援ニーズ等に対応するため、局横断的な「ケアラー支援推進プロジェクトチーム」を設置

○ 地域コミュニティHubの設置

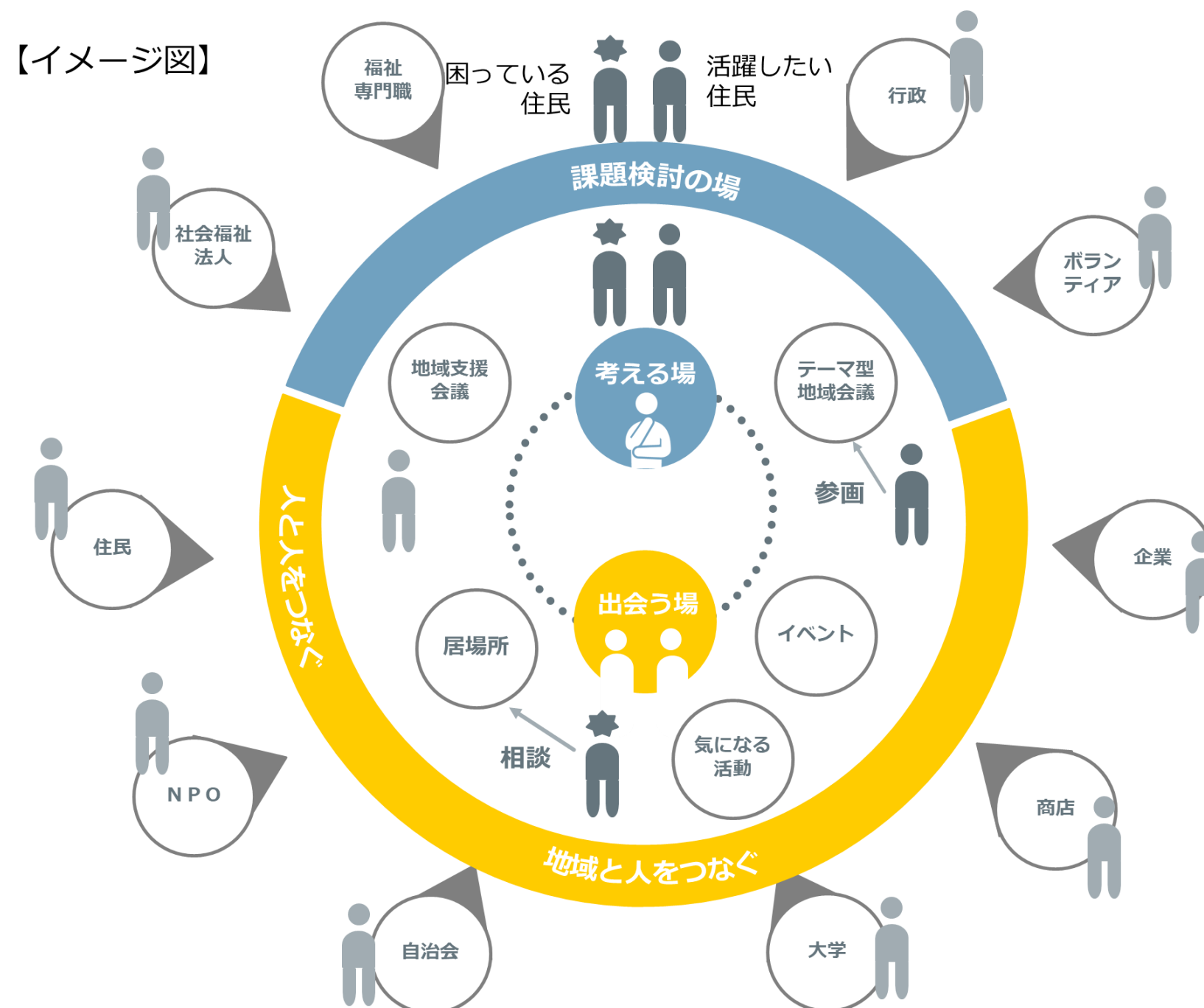
区役所・支所が地域住民のウェルビーイング向上に向け、地域ニーズ・課題・資源等の積極的な把握や、地域と地域の多様な主体及び行政機関の結節点となり、市民や地域の多様な主体のつながり・むすびつきを形成・促進するため、区長をリーダーとする「区・支所地域コミュニティHub（区Hub）」を全区・支所に設置
また、広域又は分野横断的な地域課題等の解決に向けて、区Hubを支援し、また協働するため、副市長をリーダーとする「京都市地域コミュニティHub（市Hub）」を設置

【地域コミュニティHubのイメージ図】



地域住民の「気になる」を入り口に、
多様な人が気軽に参加でき、楽しめる「場づくり」を
区役所・支所（区H u b）がコーディネート。
地域での交じり合いやつながり・支え合いから、
地域の魅力向上や課題解決、持続可能な地域コミュニティの実現へ。

- 👉 地域の身近な公共空間や地域にとって愛着のある場などを活用
- 👉 地域住民、地縁組織、企業・大学・福祉関係団体・N P Oなどと協力



- 1 重層的支援体制とは
- 2 – 1 京都市における重層的支援体制
- 2 – 2 令和7年度の新たな取組
- 3 社会福祉法人に期待される役割等**
(厚労省通知等から)

- 本市から相談支援に関する事業を委託させていただいている法人においては、それぞれの強みを活かした適切な支援が一人ひとりに実施されるよう、保健福祉センターをはじめ、支援関係機関間のきめ細かな連携をお願いしたい。
- その他の法人も含め、
自法人による支援のみでは対応が困難な支援ニーズ等を把握された場合には、適切な支援関係機関につないでいただくとともに、保健福祉センターや他の法人等から支援対象者への支援に関して相談があった場合は、積極的な協力をお願いしたい。
また、各法人で対応いただいている支援対象者等に関して、保健福祉センター等から重層支援会議への出席依頼があった場合は、積極的な参加をお願いしたい。
- 加えて、地域において、法人が多様な場や居場所の整備等の取組を実施される際は、既存の取組等との連携に配慮するとともに、各区域で進められる地域づくりの取組との積極的な連携を図るようお願いしたい。
(※次ページも関連。)

【参考】厚生労働省「重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による
「地域における公益的な取組」等の推進について（通知）」（令和3年3月31日）

- 地域共生社会の実現に向けて、法人においては、これまで培ってきた専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、社会福祉事業の実施や「地域における公益的な取組」の実践等を通じて、地域において主体的な役割を果たしていくことが期待されている。
- 「地域における公益的な取組」は、市町村における包括的な支援体制の構築という観点からも重要な取組であり、特に重層的支援体制整備事業における参加支援や地域づくりにおいて果たすことができる役割は大きい。
- したがって、地域のニーズとこれに対応する社会資源の状況等を踏まえつつ、新たな「地域における公益的な取組」の創出に努めるとともに、これらの取組と各区域で進められる重層的支援体制推進の取組との間で積極的な連携を図るようお願いしたい。
- なお、国が取組の具体的内容として例示している既存の取組は次ページのとおりであり、これらもあくまで参考の一つとしつつ、地域の実情に応じた創意工夫のある取組の創出に一層努めていただくようお願いしたい。

【参考】厚生労働省「重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による
「地域における公益的な取組」等の推進について（通知）」（令和3年3月31日）

【例 1】

施設の地域交流スペースをカフェとして開放し、高齢者の集いの場として活用。（参加支援の機能）参加者同士の交流が活性化し、自主的、定期的な食事会が開催されるようになっている。（地域づくりの機能）

カフェ参加者の「近所の引きこもりがちな独居高齢者が、介護サービスも利用していない」という話から、施設の風呂を開放して入浴サービスを創設し、民生児童委員、地域住民との協力により当該独居高齢者が入浴に来ることができ、カフェ参加者との交流機会も増えた。また、障害児を育てる母親の声から、在宅の重度障害児が安心して入浴できる取組にもつながっている。

【例 2】

法人が、空き家を改修して地域の高齢者が集う場を開設。市内にある他の法人・NPO法人も参画して運営組織を設置し、参加法人・活動団体が会費を負担して拠点運営し、外部講師を招いた講演会や、ボランティア講座も開催している。

住民ボランティアや地域活動を行う団体の活動拠点にもなり、地域の高齢者や様々な地域活動を行う住民や専門職の交流の場となっている。

【例 3】

法人が学習支援等に取り組む地域のNPOと連携して、特別養護老人ホームの空きスペースを活用して、学習支援を兼ねた子ども食堂を開催。

子どもへの対応はNPOと共に、近隣の法人から保育士等、児童福祉分野の専門職にも参画してもらい、場を提供している法人の職員は見守りや送迎などを担っている。

【参考】厚生労働省「重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による
「地域における公益的な取組」等の推進について（通知）」（令和3年3月31日）

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第24条

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨※から導かれる本来の役割を明確化するため、

「地域における公益的な取組」の実施に関する上記の責務規定が創設された。

- ※ 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくこと。

⇒ 社会福祉法人の責務として法律上明確化

- 社会福祉法人については、税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な福祉ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

⇒ 法人が、保有する資産や職員の状況、地域ニーズの内容、地域における社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

【参考】厚生労働省「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日）